

川崎町「空き家バンク」制度設置要綱

平成 25 年 10 月 24 日

要綱第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎町にある空き家等の有効活用を通して、川崎町民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家等の利用を希望する者に対し、空き家の売却、賃貸等を希望する所有者等又は仲介業者から登録された物件の情報を提供することを目的とする「空き家バンク」について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 個人の居住又は別荘、店舗としての使用を目的として建築され、現在は居住又は使用していない（近い将来居住又は使用しなくなる予定のものを含む。）町内に存在する建物及びその敷地をいう。ただし、アパート等の賃貸や分譲を目的とする建物及びその敷地を除く。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 仲介業者 空き家に係る交渉、売買、賃貸借等の契約に関して仲介を行う宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者）をいう。
- (4) 利用希望者 空き家等の購入又は賃借等により、空き家等を利用しようとする者をいう。ただし、業として土地建物の売買、仲介、あっせん等を行うものを除く。
- (5) 空き家バンク 空き家等の売買、賃貸等を希望するその所有者等又は仲介業者から申し込みを受けた情報を、町内へ定住等を目的として、空き家等の利用希望者に対し、紹介を行うシステムをいう。
- (6) 一般物件 所有者等の申し込みにより空き家バンクに登録された物件をいう。
- (7) 仲介物件 仲介業者の申し込みにより空き家バンクに登録された物件をいう。

(適用上の注意)

第 3 条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家等の物件登録)

第 4 条 空き家バンクによる空き家等に関する登録を受けようとする所有者等は、川崎町「空き家バンク」物件登録申込書（様式第 1 号）及び川崎町「空き家バンク」物件登録情報（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。

2 空き家バンクによる空き家等に関する登録を受けようとする仲介業者は、川崎町「空き家バンク」仲介物件登録申込書（様式第 2 号）及び川崎町「空き家バンク」物件登録情報（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。

- 3 町長は、前2項の規定による登録の申し込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは空き家バンク物件登録台帳及び川崎町公式ホームページに登録しなければならない。
- 4 町長は、前項の規定による登録の可否について、川崎町「空き家バンク」物件登録結果通知書(様式第4号)により通知するものとする。
- 5 町長は、第3項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家バンクによることが適当と認めるものは、所有者等又は仲介業者に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家等に係る登録事項の変更)

第5条 一般物件又は仲介物件の登録事項に変更があったときは、川崎町「空き家バンク」物件登録変更申込書(様式第1号)又は仲介業者の場合は川崎町「空き家バンク」仲介物件登録変更申込書(様式第2号)に登録事項の変更内容を記載した川崎町「空き家バンク」物件登録情報(様式第3号)を添えて、遅滞なく町長に提出しなければならない。

(空き家バンクの登録の取り消し)

第6条 町長は、川崎町「空き家バンク」物件登録取り消し願い書(様式第5号)の届け出があったときは、空き家バンク物件登録台帳の登録を削除するとともに、川崎町「空き家バンク」物件登録取り消し通知書(様式第6号)により通知するものとする。

- 2 前項の規定による場合のほか、町長は、次の各号いずれかに該当するときは、空き家バンク物件登録台帳の登録を抹消することができる。
 - (1) 申し込み内容に虚偽があったとき。
 - (2) 空き家等の所有権その他の権利に異動があったとき。
 - (3) その他、町長が情報登録を継続させることが適切ではないと認めるとき。

(利用登録及び情報提供)

第7条 町長は、必要に応じて、所有者等の登録された必要な情報を利用希望者に提供するものとする。

- 2 利用希望者は、前項の規定による情報の提供を受けようとするときは、川崎町「空き家バンク」利用登録申込書(様式第7号)及び誓約書(様式第8号)に必要な事項を記入し、町長に申し込むものとする。
- 3 町長は、前項の規定により申し込みのあった場合で、第10条に規定する要件を満たすものと認めるときは、空き家バンク利用者登録台帳へ登録し、登録の可否を川崎町「空き家バンク」利用者登録結果通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(利用登録に係る登録事項の変更)

第8条 前条第3項の規定による利用者登録結果通知書にて登録許可の通知を受けた利用登録者の登録事項に変更があったときは、川崎町「空き家バンク」利用登録変更申込書(様式第10号)を遅滞なく町長に提出しなければならない。

(利用登録者の登録の取り消し)

第9条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を抹消するとともに、川崎町「空き家バンク」利用登録取り消し通知書(様式第11号)により通知するものとする。

- (1) 次条に規定する要件を欠くものと認められるとき。
- (2) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 空き家バンク利用登録の取り消しの届け出があったとき。
- (5) その他、町長が適当でないと認めたとき。

(空き家バンク利用の申請要件)

第10条 空き家バンクの情報を受け、空き家等を利用しようとする利用希望者は、その利用において、次の各号の要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家の存する地域の一員として、必要に応じ、行政区の運営に係る経費を負担し、及び共同作業への参加ができる者
- (2) 空き家の存する地域の一員として、必要に応じ、行政区長の面談及び世帯情報の提供に応じることができる者
- (3) 現住所地の市町村税に滞納がない者
- (4) その他、町長が適当と認めた者

(登録者と利用希望者の交渉等)

第11条 町長は、登録者と利用希望者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しない。

2 交渉及び売買、賃貸借等の契約に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 空き家バンクに係る個人情報の取り扱いについては、川崎町個人情報保護条例(平成17年川崎町条例第15号)に定めるところによる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条、第5条関係）

年 月 日

川崎町長 様

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

川崎町「空き家バンク」物件登録（変更）申込書

このことについて、川崎町「空き家バンク」制度設置要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおり「空き家バンク」へ登録を申し込みます。

- 1 登録内容：別紙川崎町「空き家バンク」物件登録情報（様式第2号）
- 2 登録内容の変更（変更申込時のみ）
 - (1) 登録番号：第 _____ 号
 - (2) 登録日： _____ 年 _____ 月 _____ 日
 - (3) 変更内容：別紙川崎町「空き家バンク」物件登録情報（様式第2号）

※川崎町個人情報保護条例（平成17年川崎町条例第15号）の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報、登録物件に係る調査内容及び物件写真等は、「利用希望者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。

川崎町「空き家バンク」物件鍵管理委託及び誓約書

川崎町「空き家バンク」物件の鍵管理に係る取扱指針による複製した鍵の管理を委託します。なお、登録物件及び複製鍵の管理責任については、川崎町へ一切責任を負わせないことを誓約します。

1. 登録番号：第 _____ 号 ※登録申込時の場合は未記入
2. 鍵複製番号：複製番号 _____
3. 鍵管理委託期間：物件鍵管理決定日～物件の契約成立日又は取下日
4. 鍵の引渡し方法：（ 直接持参 ・ 書留郵便 ） ※いずれかに○

※鍵管理決定通知書にて受託可が決定するまで鍵は受け取れませんのでご注意願います。

様式第2号（第4条、第5条関係）

年 月 日

川崎町長 様

会社名 _____
代表者名 _____ (印)
電話番号 _____
担当者名 _____

川崎町「空き家バンク」仲介物件登録（変更）申込書

このことについて、川崎町「空き家バンク」制度設置要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第2項の規定により、次のとおり「空き家バンク」へ登録を申し込みます。

1 登録内容：別紙川崎町「空き家バンク」物件登録情報（様式第2号）

2 登録内容の変更（変更申込時のみ）

- (1) 登録番号：第 _____ 号
(2) 登録日： _____ 年 _____ 月 _____ 日
(3) 変更内容：別紙川崎町「空き家バンク」物件登録情報（様式第2号）

※注意事項

- (1) 物件情報に関することについては、町は一切の責任を負いません。
(2) 登録物件については、調査済みのものに限り（町での調査は行いません）。
(3) 成約した物件については、掲載情報を削除しますので、電話連絡及び様式第5号の提出をお願いいたします。
(4) 川崎町個人情報保護条例（平成17年川崎町条例第15号）の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報、登録物件に係る調査内容及び物件写真等は、「利用希望者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第4号(第4条関係)

地企第 号
年 月 日

申請者 様

川崎町長 ⑩

川崎町「空き家バンク」物件登録結果通知書

川崎町「空き家バンク」制度設置要綱第4条第4項の規定により、下記のとおり決定したので通知いたします。

川崎町「空き家バンク」への登録を { 許 可
不許可 } します。

登録番号：第 _____ 号

登録日：平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※変更等が生じた場合、川崎町「空き家バンク」物件登録変更申込書(様式第1号)又は川崎町「空き家バンク」仲介物件登録変更申込書(様式第2号)に登録事項の変更内容を記載した川崎町「空き家バンク」物件登録情報(様式第3号)を添えて、速やかに手続きを行ってください。

不許可理由： _____

川崎町「空き家バンク」物件鍵管理決定通知書

川崎町「空き家バンク」物件の鍵管理に係る取扱指針による複製した鍵の管理については、下記のとおりです。

1. 登録番号：第 _____ 号
2. 鍵管理の受託：(受託します ・ 受託しません) _____
3. 受託しない理由： _____
4. 鍵複製番号：複製番号 _____
5. 鍵管理委託期間： _____ 年 _____ 月 _____ 日～物件の契約成立日又は取下日
6. 申し添え事項：貴殿より誓約があったとおり、受託期間内において川崎町が登録物件及び複製鍵の管理責任については、一切負わないことを申し添えます。

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

川崎町長 様

申請者

㊞

川崎町「空き家バンク」物件登録取り消し願い書

「空き家バンク」への登録を取り消したいので、川崎町「空き家バンク」制度設置要綱第6条第1項の規定により届出いたします。

登録番号 : 第 _____ 号

取消理由 : _____

川崎町「空き家バンク」物件鍵管理委託解除書

川崎町「空き家バンク」物件の鍵管理に係る取扱指針による複製した鍵の管理の委託を解除します。

1. 登録番号 : 第 _____ 号

2. 委託解除理由 : _____

3. 鍵複製番号 : 複製番号 _____

様式第6号(第6条関係)

地企第 号
年 月 日

申請者 様

川崎町長 ⑩

川崎町「空き家バンク」物件登録取り消し通知書

川崎町「空き家バンク」制度設置要綱第6条第1項の規定により、「空き家バンク」への登録を取り消したので通知します。

登録番号：第 _____ 号

取消理由： _____

川崎町「空き家バンク」物件鍵管理受託解除書

川崎町「空き家バンク」物件の鍵管理に係る取扱指針による複製した鍵の管理の受託を解除します。

1. 登録番号：第 _____ 号
2. 受託解除理由： _____
3. 鍵複製番号：複製番号 _____

川崎町長 様

申請者

㊞

川崎町「空き家バンク」利用登録申込書

川崎町「空き家バンク」制度設置要綱第7条第2項の規定により、次のとおり申し込みます。

希望物件番号 ① 番 ② 番 ③ 番 (複数ある場合は希望順に記入)
〒 -

住 所 _____

フリカ`ナ

氏 名 _____ 年齢()歳 性別(男・女)

電 話 番 号 (自宅) - - (携帯電話) - -

ファックス番号 _____ - -

E - m a i l _____ @ _____

同 居 構 成 ①^{フリカ`ナ}氏名()続柄()年齢()歳 性別(男・女)

②^{フリカ`ナ}氏名()続柄()年齢()歳 性別(男・女)

③^{フリカ`ナ}氏名()続柄()年齢()歳 性別(男・女)

④^{フリカ`ナ}氏名()続柄()年齢()歳 性別(男・女)

⑤^{フリカ`ナ}氏名()続柄()年齢()歳 性別(男・女)

利用申込理由 _____

勤 務 先 (名称) _____ (所在地) _____

年 収 _____ 円 (直近の年度)

添 付 書 類 市町村税完納証明書(過去市町村税に滞納がないことの証明)・住民票謄本
所得証明書(又は源泉徴収票及び確定申告書写)・身分証(運転免許証等)写

※川崎町個人情報保護条例(平成17年川崎町条例第15号)の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、「登録者」「登録者の媒介を行う業者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。

誓 約 書

川崎町長 様

私は、川崎町「空き家バンク」（以下「空き家バンク」という。）の利用申込に当たり、川崎町「空き家バンク」制度設置要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨等を理解したうえで、申込みを行います。

また、申込書記載事項に偽りはなく、要綱第10条に規定する要件等を遵守することを誓約します。

なお、「空き家バンク」への申請を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

今後、空き家を利用することとなったときは、川崎町の生活文化、自然環境等への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、よりよき地域住民となることをここに誓約するとともに、空き家等の区域に該当する行政区長との面談及び世帯情報（世帯主・住所・世帯構成・連絡先）の提供をすることに承諾します。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

様式第9号(第7条関係)

地企第 号
年 月 日

申請者 様

川崎町長 ⑩

川崎町「空き家バンク」利用者登録結果通知書

川崎町「空き家バンク」制度設置要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり決定したので通知いたします。

川崎町「空き家バンク」への利用登録を { 許 可 / 不許可 } します。

登録番号：第 _____ 号

住 所： _____

氏 名： _____ 様

登 録 日：平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※変更等が生じた場合、川崎町「空き家バンク」利用登録変更申込書（様式第10号）により、速やかに手続きを行ってください。

不許可理由： _____

様式第 10 号(第 8 条関係)

年 月 日

川崎町長 様

申請者

⑩

川崎町「空き家バンク」利用登録変更届書

川崎町「空き家バンク」制度設置要綱第 8 条の規定により、下記のとおり「空き家バンク」利用登録の変更をお願いします。

登録番号 : 第 _____ 号

住 所 : _____

氏 名 : _____ 様

変更内容 : _____

添付書類 : 住民票謄本(利用登録者の住所及び氏名の変更、同居構成者の変更をする場合のみ)

様式第 11 号(第 9 条関係)

地企第 号
年 月 日

申請者 様

川崎町長 ⑩

川崎町「空き家バンク」利用登録取り消し通知書

川崎町「空き家バンク」制度設置要綱第 9 条第 1 項の規定により、「空き家バンク」利用登録を取り消したので通知します。

登録番号：第 _____ 号

住 所： _____

氏 名： _____ 様

取消理由： _____

